特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行田市は、予防接種法に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの扱いが個人のプライバシー等の権利利益に 影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態 を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプラ イバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

埼玉県行田市長

公表日

令和4年12月23日

T 即油桂却

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 予防接種法に関する事務 行田市は予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関(以下(「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。 予防接種のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定し接種を行うとともに、実施対象者の把握、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものであ番号法においては、別表第一項番10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支実費の徴収に関する事務に特定個人情報を用いることになる。新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録やを登録、管理し、他市村への接種記録の照会・提供を行う・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市村への接種記録の配会・提供を行う・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種配財技を登録、管理し、他市村への接種記録の照会・提供を行う・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種配けを行う。 ③システムの名称 健康管理システム、団体内総合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VR 2. 特定個人情報ファイル 3. 個人番号の利用 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項別表第一の10、93の2の項・番号法第19条第1項別表第一の10、93の2の項・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチを対していた情報提供・照金のみ)	ンザ等の いて、予防 る。 を給又は、 う。 明書の交
行田市は予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 (以下(「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。 予防接種、(昭和23年法律第68号)に基づき、A級疾病及びB級疾病並びに新型インフルエン予防接種のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定し接種を行うとともに、実施対象者の把握、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものであ番号法においては、別表第一項番10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支実費の徴収に関する事務に特定個人情報を用いることになる。新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種が象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明を行う・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明を行う・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明を行う・予防接種ファイル 3. 個人番号の利用 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項別表第一の10、93の2の項・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ録システムを用いた情報提供・照会のみ) は会上の規拠	ンザ等の いて、予防 る。 を給又は、 う。 明書の交
(以下(「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A級疾病及びB級疾病並びに新型インフルエン 予防接種のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定し 接種を行うとともに、実施対象者の把握、接種事務の報告、実費領収等の事務を行うものであ 番号法においては、別表第一項番10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支 実費の徴収に関する事務に特定個人情報を用いることになる。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明付を行う。 ③システムの名称 健康管理システム、団体内総合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VR 2. 特定個人情報ファイル名 予防接種ファイル 3. 個人番号の利用 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第19条第1項別表第一の10、93の2の項 ・番号法第19条第1項別表第一の10、93の2の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ録システムを用いた情報提供・照会のみ)	ンザ等の いて、予 る。 を給又は、 う。 明書 の交
2. 特定個人情報ファイル名 予防接種ファイル 3. 個人番号の利用 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項別表第一の10、93の2の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ録システムを用いた情報提供・照会のみ)	RS)
予防接種ファイル 3. 個人番号の利用 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項別表第一の10、93の2の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ 録システムを用いた情報提供・照会のみ)	
3. 個人番号の利用 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項別表第一の10、93の2の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ 録システムを用いた情報提供・照会のみ)	
1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項別表第一の10、93の2の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ 録システムを用いた情報提供・照会のみ)	
(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項別表第一の10、93の2の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ 録システムを用いた情報提供・照会のみ)	
・番号法第19条第6号(委託先への提供) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
(選択肢> 1)実施の有無 (選択肢> (支施する) (2)実施しない (3)未定	
・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法別表第二の17項 【別表第二における情報提供の根拠】 ・16の2、16の3、115の2の項 【別表第二における情報提照会の根拠】 ・16の2、17、18、19、115の2の項	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署 健康福祉部健康づくり課	
②所属長の役職名 課長	
6. 他の評価実施機関	
_	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 行田市総務部総務課 電話 048-556-1111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
郵便番号361-0023 埼玉県行田市長野2丁目3-17 行田市健康福祉部健康づくり課 電話048-553-0053	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
	いつ時点の計数か	令和	4年11月1日 時点					
2. 取扱者勢	数							
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	4年11月1日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価	書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ』	重点項目評	平価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供	ネットワークシスラ	ムを通じ	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託		[]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・3	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 監査							
実施の有無	[O]	自己点検	[]	内部監査 [] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月14日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	所長 森原 秀敏	所長 石川 学	事後	
平成29年6月14日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつの時点の計数か	平成27年8月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年6月14日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつの時点の計数か	平成27年8月1日	平成29年4月1日	事後	
平成30年9月25日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	所長 石川 学	所長	事後	
平成30年9月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年9月25日	II しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	【別表第二における情報提供の根拠】 ・なし	【別表第二における情報提供の根拠】 ・16の2の項	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策				様式変更に伴い新規記載
令和2年6月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する 問合せ 連絡先	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 行田市総合政策部広報広聴課 電話048-556-1111	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 行田市総合政策部財産管理課 電話048-556-1111	事後	機構改革に伴う変更
令和2年6月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年12月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	頃玉宗17日	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 行田市総務部総務課 電話 048-556-1111	事後	
令和2年12月7日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する 問合せ 連絡先	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 行田市総合政策部財産管理課 電話048-556-1111	郵便番号361-0023 埼玉県行田市長野2丁目3-17 行田市健康福祉部保健センター 電話048-553-0053	事後	
令和2年12月7日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日	令和2年10月1日	事後	
令和2年12月7日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日	令和2年10月1日	事後	
令和3年3月2日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	A級疾病及びB級疾病のうち政令で定めるもの	A級疾病及びB級疾病並びに新型インフルエン ザ等の予防接種のうち政令で定めるもの	事前	
令和3年3月2日	I 関連情報 3.個人番号の 利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第一の10の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条	めの番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第一の10、93の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月15日		事務を行うものである。 番号法においては、別表第一項番10に基づき、予防接強法による予防接種の実施、給付の	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A級疾病及びB級疾病並びに新型インフルエンザ等の予防接種のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して、予防接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。番号法においては、別表第一項番10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は、実費の徴収に関する事務に特定個人情報を用いることになる。新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種類の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会。提供を行う。	事後	
令和3年6月15日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内総合宛名システム、 中間サーバー	健康管理システム、団体内総合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム (VRS)	事後	
令和3年6月15日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項別表第一の10、93の2の項 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第5号(委託先への提供) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第10条、別表第2項番115の2	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項別表第一の10、93の2の項・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第5号(委託先への提供)2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省 令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第10条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月15日	I 関連情報 4. 情報ネット ワークシステムによる情報連 携②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法別表第二の17 【別表第二における情報提供の根拠】 ・16の2の項 【別表第二における情報提照会の根拠】 ・17, 18、19の項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法別表第二の17 【別表第二における情報提供の根拠】 ・16の2、115の2の項 【別表第二における情報提照会の根拠】 ・17,18、19、115の2の項	事後	
令和3年8月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	間を相定して、アが接種を17つとともに、美胞別 象者の把握、接種事務の報告、実費徴収等の 事務を行うものである。 番号法においては、別表第一項番10に基づ き、予防接種法による予防接種の実施、給付の 支給又は、実費の徴収に関する事務に特定個 人情報を用いることになる。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種 対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理 し、他市町村への接種記録の照会。提供を行	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A級疾病及びB級疾病並びに新型インフルエンザ等の予防接種のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して、予防接種を行うとともに、実施対象者の把握、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。番号法においては、別表第一項番10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は、実費の徴収に関する事務に特定個人情報を用いることになる。新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種財象者及び発行した接種素の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に、接種からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年12月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつの時点の計数か	令和2年10月1日	令和3年11月1日	事後	
令和3年12月27日	II しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつの時点の計数か	令和2年10月1日	令和3年11月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠		・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス 感染症対策に係る予防接種事務におけるワク チン接種記録システムを用いた情報提供・照会 のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年2月28日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法別表第二の17項 【別表第二における情報提供の根拠】 ・16の2、115の2の項 【別表第二における情報提照会の根拠】 ・17、18、19、115の2の項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法別表第二の17項 【別表第二における情報提供の根拠】 ・16の2、16の3、115の2の項 【別表第二における情報提照会の根拠】 ・16の2、17、18、19、115の2の項	事後	
令和4年4月13日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ①部署	健康福祉部保健センター	健康福祉部健康づくり課	事後	機構改革に伴う変更
令和4年4月13日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名		課長	事後	機構改革に伴う変更
令和4年4月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する 問合せ 連絡先	郵便番号361-0023 埼玉県行田市長野2丁目3-17 行田市健康福祉部保健センター 電話048-553-0053	郵便番号361-0023 埼玉県行田市長野2丁目3-17 行田市健康福祉部健康づくり課 電話048-553-0053	事後	機構改革に伴う変更
令和4年12月23日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつの時点の計数か	令和3年11月1日	令和4年11月1日	事後	
令和4年12月23日	II しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつの時点の計数か	令和3年11月1日	令和4年11月1日	事後	